

ひたちおおたお知らせ版 号外 4

発行 常陸太田市 / 編集 情報政策課 (〒 313 8611 常陸太田市金井町 3690 72-3111 内線 303・304/FAX72-3002) 市ホームページでもご覧になれます。

今こそ、お互いに助け合い、力を合わせながら、ともにこの難局を乗り越えてまいりましょう。
常陸太田市長 大久保 太一

平成 23 年度の固定資産税や個人市民税、国民健康保険税等を減免します

今回の震災により、次の損害を受けた方の固定資産税や個人市民税、国民健康保険税等を減免します。
* 住宅の損害の程度とは「り災証明書」で判定された区分の事です。

《 固定資産税・都市計画税 》

区分	損害の程度	減免の割合
土地	被害面積が 8 / 10 以上	全部
	被害面積が 6 / 10 以上 8 / 10 未満	8 / 10
	被害面積が 4 / 10 以上 6 / 10 未満	6 / 10
	被害面積が 2 / 10 以上 4 / 10 未満	4 / 10
家屋	全壊	全部
	大規模半壊	6 / 10
	半壊	4 / 10
償却資産	償却資産の損害の程度により、全部から 4 / 10 までの減免があります。詳細についてはお問合せください。	

申請方法 申請先に備え付けの「減免申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

* 家屋で「半壊」以上のり災証明書の交付を受けた方は、家屋の固定資産税および都市計画税の減免についての申請は必要はありません。

必要書類等 納税通知書、印鑑

受付開始 5 月 17 日火～

その他 土地の被害の対象は、大量の岩石などの流入、地盤の崩落などにより被害を受けたもの

問税務課 (内線 207・208・219)

《 個人市民税 》

損害の程度		減免の割合
死亡・生活保護受給者となった方		全部
障害者となった方		9 / 10
22 年中の合計所得金額	住宅の損害の程度	減免の割合
500 万円以下の方	全壊・大規模半壊	全部
	半壊	1 / 2
500 万円超 750 万円以下の方	全壊・大規模半壊	1 / 2
	半壊	1 / 4
750 万円超 1,000 万円以下の方	全壊・大規模半壊	1 / 4
	半壊	1 / 8

申請方法 申請先に備え付けの「減免申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

必要書類等 納税通知書 (特別徴収者は必要ありません) 印鑑

受付開始 6 月 17 日金～

その他

住宅は現に居住する本人、配偶者および扶養親族が所有するものに限りです。

減免は配偶者の方も対象となります。

県民税についても同様の割合で減免されます。

問税務課 (内線 211・213)

《 国民健康保険税・介護保険料 》

22 年中の合計所得金額	住宅の損害の程度	減免の割合
500 万円以下の方 (世帯)	全壊・大規模半壊	全部
	半壊	1 / 2
500 万円超 750 万円以下の方 (世帯)	全壊・大規模半壊	1 / 2
	半壊	1 / 4
750 万円超 1,000 万円以下の方 (世帯)	全壊・大規模半壊	1 / 4
	半壊	1 / 8

* 国民健康保険税は世帯、介護保険料は個人の合計所得金額

* 福島原子力発電所の事故に伴い、避難のため転入してきた方についても、減免する制度がありますのでご相談ください。

申請方法 申請先に備え付けの「減免申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

必要書類等 納付書 (特別徴収者は必要ありません) 印鑑

受付開始 7 月 19 日火～

その他 住宅は現に居住する本人、または住民基本台帳に登録されている同一世帯の世帯員が所有するものに限りです。

問国民健康保険税 保険年金課 (内線 112・113・114) / 介護保険料 高齢福祉課 (内線 154・155)

住宅に関する支援

常陸太田市東日本大震災被害対策支援制度について

対象 被災者生活再建支援金の対象とならない方で、震災時に本市に居住し、所有している住宅および同一敷地内の物置等の損壊により、専門業者による修繕等を行う方

支給額

修繕等費用が20万円以上の場合(支援金)

- ・住宅 修繕費用の1/3以内(限度額20万円)
- ・物置等 建替えまたは修繕費用の1/3以内(限度額10万円)

修繕等費用が20万円未満の場合(見舞金)

- ・住宅 3万円以内
- ・物置等 2万円以内

必要書類等

対象工事の見積書(領収書の写しでも可)

対象工事の施工箇所の写真(り災証明書でも可)

申請期限 9月30日金

☎問総務課(内線339)

被災者生活再建支援金について

住居に被害のあった方に対し、下記のとおり支援金が支給されます。現在、り災証明書を申請している方で、この支援金に該当する方には、り災証明書とあわせて申請書を送付します。

基礎支援金

区分	支援金額		備考
	複数世帯	一人世帯	
全壊	100万円	75万円	大規模半壊の場合で、解体をしたときは、追加金が支給されます。
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円	
長期避難	100万円	75万円	
大規模半壊	50万円	37.5万円	

申請期間 災害のあった日から1年1カ月の間
加算支援金

区分	支援金額		備考
	複数世帯	一人世帯	
建設・購入	200万円	150万円	賃貸住宅の場合で、建替・補修をしたときは、追加金が支給されます。
補修	100万円	75万円	
賃貸住宅(公営住宅入居者を除く)	50万円	37.5万円	

申請期間 災害のあった日から3年1カ月の間
必要書類等 り災証明書、住民票、預金通帳の写し
*大規模半壊・半壊に伴い解体した場合は、解体証明書などが必要です。

問総務課(内線339)

県災害見舞金について

被災者生活再建支援金の対象とならない方で、住宅が半壊した世帯に、県から3万円が支給されます。

問総務課(内線339)

災害援護資金の貸付について

内容 損害の程度に応じて150~350万円までの資金を貸付(所得制限あり)*償還期間は10年、据

置期間は3年、据置期間中は無利子、その後年利3%

申請期限 6月30日木

問総務課(内線339)

災害復興住宅融資について

内容 木造住宅1,400万円、耐火住宅1,460万円などの資金を貸付(詳細はお問い合わせください)

*固定金利年1.77%

問独立行政法人住宅金融支援機構(0120-086-353)

生活福祉資金貸付(住宅補修等)について

対象者 市内に住所を有する、低所得世帯(65歳以下・所得制限有)、障害者世帯(65歳以下)または日常介護を要する高齢者がいる世帯で、金融機関等からの借り入れが困難な世帯

貸付内容 住宅の補修に必要な経費 貸付限度額250万円/災害を受けたことにより臨時に必要な経費(家財道具の購入等) 貸付限度額150万円

*据置期間6カ月、償還期限7年、保証人有は無利子、保証人無は年利1.5%

問市社会福祉協議会(73-1717)

木造住宅耐震診断士派遣について

対象 市民が市内に所有する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に着工し階数が2階以下のもの(延床面積30㎡以上)

内容 耐震診断士による診断(個人負担2千円)
受付期間 6~7月(詳細は後日お知らせします)

問都市計画課(内線240・234)

木造住宅耐震改修助成について

対象 市民が市内に所有する昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、今回の震災で破損したことにより改修を行う場合(耐震診断士または建築士等の作成した設計図書等に基づく耐震改修に限る)
助成内容 耐震改修計画に要する経費の1/3(上限10万円)、耐震改修工事に要する経費の1/3(上限30万円)

受付開始 6月20日月~

問都市計画課(内線240・234)

木造住宅等建築助成について

対象者 市内に自らが居住する住宅を新築または増築する方/物置等を新築または増築する市内に居住の方
助成要件 新築または増築に用いる木材量の2分の1以上が地域材であり、住宅物置等の建築工事完了後速やかに入居または使用すること *市内製材業者からの「地域材使用証明書」が必要です。

助成額

住宅 床面積1㎡につき5千円(限度額30万円)

物置等 床面積1㎡につき3千円(限度額15万円)

*市外の建築業者等が施工した場合は1/2の額

問農政課(内線614・615)

税・料金に関する支援

軽自動車税の減免について

対象車両 地震等の被害を受け平成 22 年度中に廃車できなかった車両で、申請期限までに廃車証明書を用意できる車両

必要書類等 廃車証明書、軽自動車税納税通知書（5 月 13 日金発送予定）運転免許証、印鑑

申請期限 5 月 24 日火（納期限の 7 日前）

問 税務課（内線 211・213）

水道料金（上水道・簡易水道）の減免について

4 月分の水道料金（5 月支払い分）を減免します。

内容 基本料金を全世帯一律に半額にします。また、4 月の検針水量が前月を上回っている場合には漏水があるとみなし、前月の検針水量で料金を算出します。

問 水道総務課（内線 511）/ 簡易水道課（85-1123）

福祉・教育に関する支援

国民年金保険料の免除について

今回の震災により、住宅、家財、田畑等の財産について、概ね 1 / 2 以上の損害を受けた財産がある場合には全額免除となります。

申請期限 8 月 1 日

必要書類等 免除申請書、被災状況届

問 保険年金課（内線 117・118）

後期高齢者医療保険料の減免について

今回の震災により、住宅、家財、農作物等に著しい損害を受け、保険料を納めることが困難な場合は減免となります。

申請 随時

必要書類等 免除申請書、り災証明書（家財、農作物等については被害の状況がわかる申立書）

問 保険年金課（内線 117・118）

保育園保育料および放課後児童クラブ利用料金の減免について

対象者 今回の震災により、住宅が半壊以上の損害を受けた方

減免内容 住宅全壊・大規模半壊は6カ月分の保育料および利用料金を全額免除 / 住宅半壊は6カ月分の保育料および利用料金を半額免除 / 保育料については、所得が著しく減少となった方の減免もありますので、詳細はお問い合わせください。

* 幼稚園保育料の減免についても検討しております。

必要書類等 減免申請書、り災証明書の写し
問 子ども福祉課（内線 146）

緊急小口資金貸付について

対象者 市内に住所を有する世帯、および県外から市内へ避難され 1 カ月以上市内に居住希望する方

貸付内容 被災者で当座の生活費を必要とする世帯への貸付金 原則として 10 万円（無利子、内容により 20 万円以内）

* 据置期間は貸付から 1 年以内、償還期限 2 年以内
問 市社会福祉協議会（73-1717）

その他

市民生活相談について

震災による住宅、福祉、教育、税務、り災証明の申請受付や各種支援制度など、生活全般にわたる総合的な相談および案内を行っています。

ところ

市役所本庁 1 階市民相談室・ロビー（内線 126） / 金砂郷支所金砂郷市民生活課 [金砂郷保健センター]（76-2116） / 水府支所水府市民生活課（85-1119） / 里美支所里美市民生活課（82-2765）

* り災証明の電話でのお申し込みは、市災害対策本部で受け付けております。

けがによる災害見舞金について

震災により全治 1 週間以上のけがをされた方には、市から見舞金が支給される制度があります。

問 総務課（内線 339）

災害の支援制度については、被災状況の写真や復旧に要した経費の領収書が必要となる場合がありますので、保存しておいてください。

義援金の交付について

震災により被災された方に、日本赤十字社、共同募金会および県からの義援金を交付いたします。

区分	日赤・共同募金会	県	合計
死亡者・行方不明者 (1 人当たり)	35 万円	15 万円	50 万円
住宅全壊 (1 世帯当たり)	35 万円	15 万円	50 万円
住宅大規模半壊・半壊 (1 世帯当たり)	18 万円	7 万円	25 万円

申請 対象者には申請書を郵送します。

問 社会福祉課（内線 141・142）

本市に避難されている方はご連絡ください

震災により県外から本市に避難されている方、または避難されている方をご存じの方は、市災害対策本部までご連絡いただくか、直接窓口へお越しください。避難されている方がお住まいになっていた県や市町村並びに本市からの、住宅や雇用など様々な生活支援に関する情報をお届けします。なお、福島県から避難されている方については、義援金や東京電力株からの仮払補償金の支払いが予定されております。

問 市災害対策本部（総務課 内線 323・341・360）

生活関連の情報 (4月28日木午前9時現在の市の状況をお知らせします)

<p>ごみの収集</p>	<p>臨時のゴミステーションは5月2日から次の2か所となります とき 当分の間 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日も受け入れます) ところ 久米浄化センター(南中学校北側) / 宮の郷工業団地内(木くずのみ) 対象物(個人で持ち込むものに限る) 壊れた家具・ガラス・ビン・陶器類・瓦・コンクリートブロック・大谷石・壁材・木くずなど * 搬入するときは材質別に分別の徹底をお願いします。 * 専門業者の産業廃棄物については受け入れません。 問環境政策課(内線109・110) / 金砂郷市民生活課(76-2116) / 水府市民生活課(85-1119) / 里美市民生活課(82-2765)</p>
<p>公共施設の状況</p>	<p>金砂郷支所は、金砂郷保健センター(76-2111 どもセンター北側)へ移転しました。 文化・体育施設については、パーティホール大ホール、梅津会館会議室、郷土資料館分館、交流センターふじ、山吹運動公園市民体育館は利用できません。</p>
<p>道路の状況</p>	<p>通行止め箇所の復旧見込み時期 里川橋(国道293号線)...6月末 幸久橋(旧国道349号線)...未定(余震の沈静化後に点検予定) 機初橋・栄橋付近(県道日立笠間線)...6月末 棚谷町地内(県道常陸太田那須烏山線)...7月以降 * 市道の陥没やひび割れなどを発見した場合は、建設課(内線209)または金砂郷産業建設課(76-2117) 水府産業建設課(85-1116) 里美産業建設課(82-2768)までご連絡ください。</p>
<p>原子力関係</p>	<p>放射線測定数値 福島第一原子力発電所の事故による、茨城県の放射線測定局の数値は、現在のところ健康に影響のあるレベルではありません。 水道水の検査結果(4月28日木現在) 市の水道水は、現在のところすべて安全です。 農畜産物等の状況(4月28日木現在) 茨城県産の農産物等については、北茨城市および高萩市のホウレンソウを除き、出荷制限はありません。その他の農産物等については、暫定規制値を下回っており安全性が確認されています。 水田の状況 市内水田において採取した土壌の放射性物質の濃度は、基準値を大きく下回っており、水稻の作付けには問題ありません。作付けに伴う水の供給は、辰ノ口堰は5月下旬を見込んでおります。問辰ノ口堰土地改良区(72-1180)</p>
<p>イベント 観光施設</p>	<p>「がんばっぺ里美2011春」を開催します とき 5月3日火午前9時～午後3時 ところ 里美ふれあい館イベント広場 内容 特産物即売会、ステージイベントなど 問がんばっぺ里美実行委員会事務局(090 3914 5337 白石) 観光施設、直売所、温泉施設などは、プラトーさとみを除き通常どおり営業しています。</p>
<p>その他</p>	<p>防災行政無線の内容を電話で聞くことができます 「ぼうさいひたちおた」 72-8989(通話料がかかります)* 携帯電話からは市外局番0294からダイヤルしてください。 BSアンテナ等を利用して地デジ放送が見られます 今回の震災により、テレビ放送が視聴できなくなった方は、BSアンテナとBSデジタル放送対応のテレビを利用して地デジ放送を無料で受信することができます。問地デジ難視対策衛星放送受付センター(0570-08-2200・045-345-0522 午前9時～午後9時 *土・日曜日、祝日は午後6時まで) 広報紙の発行 「広報ひたちおた5月号」は、5月25日に発行いたします。</p>

<p>連休中の申請の受付等</p>	<p>区 分</p>	<p>5 / 3火</p>	<p>5 / 4水</p>	<p>5 / 5木</p>	<p>5 / 7土</p>	<p>5 / 8日</p>
	<p>本庁の各種申請受付(市東日本大震災被害対策支援制度 / 被災者生活再建支援 / 災害援護資金の貸付 / リ災証明など)</p>					
	<p>本庁・各支所の市民生活相談(生活全般にわたる総合的な相談)</p>					
	<p>臨時のゴミステーション(久米浄化センター・宮の郷工業団地内)</p>					
	<p>清掃センター(自己搬入)</p>					

常陸太田市災害対策本部(72-3111 内線 323・341・360) *地震対策に関する様々な情報を、市ホームページの「震災情報」と「新着情報」で提供しています。